

予定価格の事前公表について

斑鳩町では、入札手続きのより一層の透明性、公平性、競争性の向上を図るため、斑鳩町が発注する一部入札において、予定価格の事前公表を導入しています。

事前公表している予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額で公表しています。

入札者が見積もる契約希望金額は、必ずこの予定価格の制限の範囲内で見積もってください。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額抜きの金額としているので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額抜き）を入札書に記載してください。

予定価格の取扱いに関する質疑等がある場合は、質疑書を提出してください。

記

1. 公表の方法 予定価格の公表方法は、入札参加者へFAXで送信するとともに、1階入札掲示板において閲覧できます。
2. 提出期限等 別添の「仕様書に関する質疑について」と同様にします。